

標準処理期間の未設定理由

番号 36

処 分 名	産業廃棄物処理施設の使用前検査
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
条 項	第15条の2第5項
所 管 課	廃棄物対策課

【標準処理期間を未設定とした理由】

施設の種類、設置場所等により審査内容が大きく異なるため、標準的な処理期間を定めることが困難である。